

# 大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日	時	令和3年12月3日(金) 午前10時00分～午前10時40分				
②	会	場	大洲市役所 2階大ホール				
③	出席委員						
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	長岡誠一	4	藤田秀美
5	西岡輝治			7	菊池啓二	8	森岡芳文
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11	上田健二	12	川本由紀美
13	矢野正祥	14	山首憲市	15	大野定徳	16	形山康浩
17	高岡利典	18	山中千鶴			20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	武内誠	24	池浦萬里子
25	津田勇	26	田中賢寿	27	永沼寛	28	日野修次
29	大本昭裕	30	武知由美子	31	上満啓司	32	中本祐市
		34	久保壽男	35	堀内保宏	36	往見康範
37	菊地久美子	38	有友章治	39	請田竹男		
④	欠席委員	6	台越正洋	19	池田雄一	33	坂幹幸
⑤	遅刻委員						
⑥	事務局	久保事務局長		富永次長		菊地係長(農地)	
		菊地主査(農政)					
⑦	農林水産課	竹田課長補佐		大田主事			
⑧	会議の内容	議案第81号	農地法第3条の規定による許可申請について				
		議案第82号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について				
		議案第83号	農地転用事業計画変更申請について				
		議案第84号	非農地証明について				
		議案第85号	農用地利用集積計画の決定について				

事務局（局長）	<p>只今から、令和3年第12回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。本日、菊池農林水産課長は、都合により欠席でございます。開会に当たり、幸野会長にご挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	<p>（会長挨拶）</p>
事務局（局長）	<p>それでは、議案審議に移ります。 会議規則第3条により、幸野会長に議長をお願いいたします。</p>
議 長（会長）	<p>本日の会議を開きます。 出席委員は、農業委員19名中17名、農地利用最適化推進委員20名中19名で、定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。 本日、6番 台越正洋委員、19番 池田雄一委員、33番 坂幹幸委員より、欠席の報告を受けております。 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。 まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員に、9番 菊地正夫委員と11番 上田健二委員を指名いたします。 次に、日程第2 書記の指名を行います。 本日の会議の書記に、事務局の菊地主査を指名いたします。 それでは、日程第3 議案審議に入ります。 まず、議案第81号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
事務局（農地係長）	<p>議案第81号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。議案書1ページをご覧ください。 1番、北只の土地、田1筆・1,310㎡。売買による所有権の移転になります。 所有権移転後も現状を引き継ぎ、水稻を栽培する予定です。 農業は、譲受人及び祖父が年間を通して従事します。 2番、長谷の土地、畑1筆・12,001㎡。合意解除による所有権の移転です。 所有権移転後も引き続き、果樹等の栽培を行います。 農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。 3番、菅田町菅田の土地、田1筆・9.5㎡。贈与による所有権の移転です。 所有権移転後は、整備を行い、野菜の栽培を行う予定です。 農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。 4番、長浜町今坊の土地、畑1筆・2,078㎡。贈与による所有権の移転です。 所有権移転後は引き続き、ミカン等の果樹を栽培する予定です。 農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。 5番、長浜町櫛生の土地、畑10筆・4,365㎡。売買による所有権の移転です。 所有権移転後は引き続き、主にかんきつ類等の果樹を栽培する計画です。 農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。 6番、肱川町山鳥坂の土地、畑5筆・4,020㎡。売買による所有</p>

権の移転です。

所有権移転後は引き続き、栗を栽培する予定です。

農業は、譲受人が年間を通して従事します。

7番、肱川町名荷谷の土地、畑2筆・1, 432㎡。贈与による所有権の移転です。

所有権移転後は引き続き、果樹を栽培する計画です。

農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。

8番、河辺町川崎の土地、田1筆・664㎡及び畑9筆・3, 400㎡。売買による所有権の移転です。

所有権移転後は引き続き、野菜等の栽培を行う計画です。

農業は、譲受人が年間を通して従事します。

以上、8件のご審議をよろしくお願ひします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

9番

1番案件について、ご説明いたします。議案説明資料1ページをご覧ください。

1番案件の申請地は、南久米連絡所から南南東に約700mにある農地で、売買による所有権移転になります。なお、譲り受ける農地は遊休化していますが、少しずつ整備を行っていき、水稻を栽培していくとのことです。

譲受人は、現在市外で勤めておりますが、今後地元に戻って祖父の指導を受けながら農業を行っていくとのことです。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

10番

2番案件のご説明をいたします。議案説明資料2ページを参考にしてください。

2番案件は、双方の合意により所有権を抹消する農地です。

申請地は、長谷の不燃物処理場の北側に隣接する畑1筆で、今後は果樹等に利用する予定になっています。

申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（会長）

3番。

11番

3番案件について、ご説明いたします。議案説明資料3ページをご覧ください。

3番案件の申請地は、菅田連絡所の西約200mにある畑1筆で、譲渡人が耕作できないため、贈与にて所有権移転を行うものです。

譲受人は、当地区内において家族で農業経営を行っており、所有権移転後の管理に問題はないものと考えます。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はあ

- りません。  
ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議長（会長） 4番。
- 25番 4番案件について、ご説明いたします。議案説明資料4ページをご覧ください。  
4番案件は、譲渡人より無償で譲りたいとの申出があったことから、贈与による所有権の移転となっています。  
申請地は、喜多灘連絡所の南南東約200mにある譲受人の自宅近くの畑1筆になります。  
農業は、譲受人が年間を通じて農業に従事しており、所有権移転後の管理に問題ないものと考えます。  
調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。  
ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議長（会長） 5番。
- 26番 5番案件について、ご説明いたします。議案説明資料5ページをご覧ください。  
5番案件の申請地は、櫛生連絡所の北東約200mにある、譲受人家族の自作地に隣接及び点在する農地10筆で、売買にて所有権移転をするものです。  
譲受人は、農業経験も豊富で意欲もみられるため、所有権移転後の管理に問題はないと思われます。  
申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。  
ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議長（会長） 6番。
- 32番 6番案件について、ご説明いたします。議案説明資料6ページをご覧ください。  
6番案件は、譲渡人である相続財産管理人が管理する農地を、売買にて所有権移転をするものです。  
申請地は、下嵯峨谷集会所の東北東約500mにある、譲受人の自宅近くの畑5筆になります。  
譲受人は、年間を通じて農業に従事しており、農地取得後の管理に問題はないものと思います。  
調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。  
ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議長（会長） 7番。

事務局（農地係長） 本日、坂委員が欠席されております。説明原稿をお預かりしておりますので、調査報告を代読させていただきます。  
 それでは、7番案件についてご説明いたします。議案説明資料7ページをご覧ください。  
 7番案件は、譲渡人が市外に在住しており、農業経営が困難なため、地元の有志に無償で渡すものです。  
 申請地は、嘉城集会所の南東約150mにある畑2筆で、所有権移転後は現況を引き継ぎつつ、栗を植えていく予定となっています。  
 譲受人は、家族で農業に従事されており、耕作管理に関する問題はこれまでに生じておりません。  
 その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われ  
 ます。  
 ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長） 8番。

37番 8番案件について、ご説明いたします。議案説明資料8ページをご覧ください。  
 8番案件は、売買による所有権移転になります。  
 申請地は、河辺農業構造改善センターの東約200mにある農地10筆となります。  
 譲受人は、年間を通じて農業に従事しており、所有権移転後には野菜を栽培する計画で、耕作管理に不安はないものと思われ  
 ます。  
 調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はあり  
 ません。  
 ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長） 地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありますか。

委員 （質疑なし）

議長（会長） 特に質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

委員 （異議なし）

議長（会長） ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。  
 次に、議案第82号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。  
 事務局の説明を求めます。

事務局（次長） 議案第82号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。  
 議案書3ページ並びに別紙議案説明資料9ページから25ページまでを併せてご覧ください。

1番、田口の土地224㎡の案件は、借受人は現在、親である貸渡人と同居しているが、結婚を予定しており、将来を見据え自己住宅を建築するために、申請地を借り受けようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北東に約1.8kmのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、「第2種農地」と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

2番、菅田町菅田の土地、8筆合計2,723㎡の案件は、譲受人の現在の事務所（下新谷）は幹線道路から遠く、事業を行う上で不便であるため、申請地を取得して事務所等を建築しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から東北東に約2.9kmのところに位置し、おおむね300m以内に、自動車専用道路の入口が存する区域内にある農地であることから、「第3種農地」と判断しております。

したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

3番、肱川町大谷の土地465㎡の案件は、譲受人は現在、借家で生活しているが、子供の成長に伴い手狭で不便であるため、申請地を取得して自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から南東に約1.3.1kmのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、「第2種農地」と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

以上、3件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

5番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の9ページから13ページまでを参考にしてください。

申請地は、10ページの位置図のとおり、北中学校から北東へ500mに位置する農地になります。

まず、立地基準については報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われまます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金及び借入金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われまます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、11ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われまます。

よって、本件は農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えまます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

2番。

11番

それでは、2番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の14ページから19ページまでを参考にしてください。

申請地は、15ページの位置図のとおり、肱東中学校から南西へ約1.5kmに位置する農地になります。

まず、立地基準については、事務局説明のとおり第3種農地でありますので、問題ないものと思われま

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第借入金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、16ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われま

よって、本件は農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

ご審議のほど、よろしくお願

議長 (会長)

3番。

34番

それでは、3番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の20ページから25ページまでを参考にしてください。申請地は、21ページの位置図のとおり、肱川公民館大谷分館から西へ約700mに位置する農地になります。

まず、立地基準については報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われま

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可が有

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、22ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われま

よって、本件は農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

ご審議のほど、よろしくお願

議長 (会長)

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

(質疑なし)

議長 (会長)

特に、ご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することに、ご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議長 (会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第83号『農地転用事業計画変更申請について』を議題と

事務局の説明を求めま

事務局 (農地係長)

議案第83号「農地転用事業計画変更申請について」ご説明申し上げます。

当該議案は、1番が4条案件、2番及び3番が5条案件になりますの

で、私からは1番案件についてご説明いたします。

議案書4ページ並びに別紙議案説明資料の26ページから42ページまでを併せてご覧ください。

1番、肱川町山鳥坂の土地、1筆1,945㎡の案件は、先月の第11回定例総会にて取消の審議をいたしました案件でございます。

変更内容等については、議案書に記載しておりますとおりで、補足いたしますと、県に取消願を申達いたしたところ、計画変更申請も合わせて提出する旨の指示があったため、申請しようとするものでございます。

農地区分は、大洲市内中心部から西南西に約17.5kmのところに位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

立地基準及び一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料26ページをご確認いただければと思います。

ご審議をよろしくお願いいたします。

事務局（次長）

失礼いたします。2番、3番案件は、合わせてご説明申し上げます。

2番、菅田町大竹の土地262㎡、3番、菅田町大竹の土地3筆合計478㎡の案件は、ともに令和3年3月31日付けで転用許可となっている案件です。

両案件とも、現在の倉庫が築堤事業により使用出来なくなるため、申請地に新たな倉庫を建築するために、計画変更しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から東南東に約3.1kmのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、「第2種農地」と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

なお、写真にありますように、2番案件は倉庫を建築中、3番案件は倉庫を建築済みであり、これが違反転用にあたりますが、これについて申請人より始末書が提出され、本人も反省しておりますので、追認許可をお願いいたします。

以上、2件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

32番

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。議案説明資料の26ページから28ページまでを参考にしてください。

本件は、平成15年1月に転用許可がされていた案件です。

経過につきましては、先ほどの事務局からの説明、並びに先月開催されました第11回定例総会の「議案第76号 農地法第4条の規定による許可の取消」において報告をされたとおりです。

調査結果ですが、立地基準につきましては、当初計画のとおり第2種農地であり、また、一般基準につきましても、別紙議案説明資料のとおり問題ないものと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しておらず、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われま。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

2番。



13番

それでは、2番、3番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の29ページから35ページまで、及び36ページから41ページまでを参考にしてください。

申請地は30、37ページの位置図のとおり、肱東中学校から南西へ約1.8kmに位置する農地になります。

本件は事務局報告のとおり、令和3年3月に転用許可されている案件です。

変更内容は、現在の倉庫が築堤事業により使用出来なくなるため、申請地に新たな倉庫を建築するために、土地利用計画の変更をしようとするものです。

立地基準、一般基準につきましては、議案説明資料に記載のとおり、特に問題はないものと思われます。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、計画変更はやむを得ないものと考えます。また、2番案件は工事中、3番案件は工事完了しておりますが、これについて申請人より始末書が提出され、本人も反省しているようですので、追認許可はやむを得ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特に、ご質疑もないようですので、本案を申請のとおり変更承認相当として送付することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり変更承認相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第84号『非農地証明について』を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

議案第84号「非農地証明について」ご説明申し上げます。議案書5ページ並びに別紙議案説明資料43ページから48ページまでを、併せてご覧ください。

1番、河辺町横山の土地、5筆合計1,678㎡の案件は、自然改廃（20年以上耕作放棄）及び転用（植林に限る：20年以上経過）し、復旧が著しく困難ということで、申請があったものでございます。

申出によりますと、申請地の内4筆は30年以上耕作放棄し、全面に竹や雑木が生え、残り1筆は昭和46年頃杉、桧を植林し、農地への復旧が著しく困難な状態になったとのことでございます。

以上、1件でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

38番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の43ページから48ページまでを参考にしてください。

申請地は44ページの位置図のとおり、河辺公民館坂本分館から北西へ約2.1km以内3箇所位置する農地になります。

申請によりますと、申請地の内4筆は30年以上耕作を放棄し、残り1筆は昭和46年頃、杉、桧を植林し、そのまま放置していたため、農地への復旧は著しく困難との申出です。

申請者の申立て、現地調査による樹木の生育状況などから、少なくとも20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われます。

よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（会長）

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特に、ご質疑もないようですので、この証明願の土地については、非農地と判断し、証明書を交付することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、この証明願の土地については、非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。

次に、議案第85号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

本件につきましては、〇〇〇〇委員と〇〇〇〇委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇〇〇委員と〇〇〇〇委員の退席を求めます。

事務局の説明を求めます。

事務局（農地係長）

議案第85号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。議案書の6ページから、ご覧ください。

新規案件のみを説明させていただきます。

3番、野菜を栽培するため、賃借権を5年間設定します。

5番及び7ページの6番、共に野菜を栽培するため、賃借権を5年間設定します。

7番、水稻及び麦を栽培するため、賃借権を10年間設定します。

8ページです。12番、野菜を栽培するため、使用賃借権を5年間設定します。

9ページです。16番から11ページの22番、いずれも野菜を栽培するため、賃借権を5年間設定します。

12ページです。25番の3つ目及び27番、飼料を栽培するため、賃借権を6年間設定します。

14ページです。31番、水稻を栽培するため、賃借権を10年間設定します。

32番、同じく水稻を栽培するため、使用賃借権を5年間設定します。

なお、再設定の案件につきましては、議案書の確認をお願いします。

以上、利用権設定・件筆数、34件・60筆、利用権設定総面積、147,966㎡。

続いて、所有権移転の案件です。議案書16ページをご覧ください。

1番、所有権の移転を受ける者が経営規模の拡大を図るため、売買により、喜多山の土地、畑3筆・計12,650㎡を取得しようとするもので、利用目的は飼料です。

以上、所有権移転・件筆数、1件・3筆、所有権移転総面積、12,650㎡です。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われま。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特に、ご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

それでは、〇〇〇〇委員と〇〇〇〇委員の入場を許可します。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることいたします。